

通達甲（警・教・術２）第６号

昭和３９年３月３１日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所属 長

警 務 部 長

警視庁柔道指導室、警視庁剣道指導室及び警視庁逮捕術指導室運営規程の制定について

〔沿革〕平成１３年６月 通達甲（副監・総・企・組）第２０号

１４年４月 同第１３号改正

このたび、別添のとおり訓令甲第７号をもつて、警視庁柔道指導室及び警視庁剣道指導室運営規程（以下「規程」という。）が制定され、昭和３９年４月１日から施行されることになったから、次の事項に留意して、運営上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

記

第１ 制定の趣旨

従来当庁職員に対する柔道、剣道等（以下「柔剣道等」という。）の指導にあたっていた師範等の職は、組織上確立された職制ではなく、また、これらの指導についての組織的責任も明確さを欠いていたため、このたび、警視庁組織規則（昭和３８年８月１日東京都公安委員会規則第４号）の一部改正によつて、警視庁柔道指導室及び警視庁剣道指導室（以下総称する場合「柔剣道指導室」という。）が設置され、柔剣道等の指導に関する組織的責任体制

が確立されたので、その適正な運営を図り、柔剣道等の指導の徹底と、強力な推進を期することを目的として制定されたものである。

第2 運営上の留意事項

1 室務の内容

柔道指導室にあつては柔道、剣道指導室にあつては剣道、逮捕術指導室にあつては逮捕術及び警じよう術の術技の指導を担当するほか、それぞれ術技の指導に関する調査及び研究を行うものとする。

2 教養課術科教養担当係との関係

柔剣道等の指導に関しては、柔剣道指導室及び逮捕術指導室と教養課術科担当係及びけん銃指導室とは、相互に緊密な連絡協調を図り、その効果的な推進に努めるものとする。

3 各所属との関係

柔剣道指導室及び逮捕術指導室と関係各所属とは、相互の連絡を緊密にして、巡回指導等が効果的に行われるように努めるものとする。

4 師範等の相互協力

師範等（副主席師範、師範および教師をいう。）は、特別訓練員の訓練、助教（警察署等の体育担当の者をいう。）の本部訓練等、主として本部において合同的に行われる諸訓練に際しては、これらが担当以外のものの場合であつても、巡回指導等に特に支障のない限り出席して、相互に協力し指導に当たるものとする。